

## 第一百九十三回

## 参議院財政金融委員会議録第七号

平成二十九年三月二十七日(月曜日)  
午後三時五十五分開会

## 委員の異動

三月二十三日  
辞任

こやり隆史君

三月二十四日  
辞任

鶴保庸介君

補欠選任  
山谷えり子君三月二十七日  
辞任

小池晃君

補欠選任  
進藤金日子君三月二十七日  
辞任

渡辺喜美君

補欠選任  
倉林明子君

出席者は左のとおり。

大家敏志君

補欠選任  
高木かおり君委員長  
理事

藤川政人君

補欠選任  
安倍晋三君

委員

藤川政人君

補欠選任  
麻生太郎君

委員

藤川政人君

補欠選任  
野上浩太郎君

委員

藤川政人君

補欠選任  
大塚耕平君

委員

藤川政人君

補欠選任  
石田昌宏君

委員

藤川政人君

補欠選任  
進藤金日子君

委員

藤川政人君

補欠選任  
徳茂雅之君

委員

藤川政人君

補欠選任  
中山恭子君

委員

藤川政人君

補欠選任  
松川るい君

委員

藤川政人君

補欠選任  
風間直樹君

委員

藤川政人君

補欠選任  
古賀之士君国土交通省航空  
局航空ネット  
ワク部長  
和田 浩一君  
観光庁次長 蝦名 邦晴君白藤末 真勲君  
杉久武君  
平木大作君  
倉林明子君  
大門実紀史君  
高木かおり君  
藤巻健史君○政府参考人の出席要求に関する件  
○所得税法等の一部を改正する等の法律案(内閣  
提出、衆議院送付)

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件  
○所得税法等の一部を改正する等の法律案(内閣  
提出、衆議院送付)○委員長(藤川政人君) ただいまから財政金融委  
員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。  
委員の異動について御報告いたします。去る二十四日までに、こやり隆史君及び鶴保庸  
介君が委員を辞任され、その補欠として山谷えり  
子君及び進藤金日子君が選任されました。また、本日、渡辺喜美君及び小池晃君が委員を  
辞任され、その補欠として高木かおり君及び倉林  
明子君が選任されました。○委員長(藤川政人君) 政府参考人の出席要求に  
関する件についてお詫びいたします。所得税法等の一部を改正する等の法律案の審査  
のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、  
政府参考人として財務省主税局長星野次彦君外十  
一名の出席を認め、その説明を聴取することに御  
所定の出席を認め、その説明を聴取することに御  
異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤川政人君) 御異議ないと認め、さよ  
う決定いたします。○委員長(藤川政人君) この際、佐川財務省理財  
局長から発言を認められておりますので、これを  
許します。佐川理財局長。

○政府参考人(佐川宣寿君) 三月二十三日、参議

院財政金融委員会藤川委員長より財務省に対して  
御指示のあつた事項について、近畿財務局の職員  
から聴取した結果は以下のとおりでございます。  
鴻池事務所作成とされる資料において、籠池氏  
から聞いた話として、平成二十七年一月九日に財  
務省担当者より土地評価額十億、十年間の定期借  
地として賃料年四%、約四千万円の提示ありとの  
記述があるが、これは事実か。当時の担当者である前西前統括官に確認したと  
ころ、平成二十七年一月当時は森友学園側と取得  
要望についてやり取りをしており、一月初旬に森  
友学園側と面会した記憶はある。その際、賃料の  
算定方法について問われ、土地の評価額と利回り  
により算定することとなるとの説明をしたが、国  
有財産地方審議会の開催前であり、具体的な金額  
を提示したことはなかったとのことであった。森友学園関係の建設業者が作成したとされるメ  
モにおいて、平成二十七年九月四日の近畿財務  
局、大阪航空局、関係業者の打合せの中で、近畿  
財務局の発言として、産廃残土を場内処分の方向  
で協力をお願いしますとの記述があるが、これは  
事実か。当時の担当者である池田統括官に確認したと  
ころ、平成二十七年九月当時は低深度の土壤汚染等  
の除去工事が実施されていたところであり、貸付  
契約上、その費用は国が有益費として償還するこ  
ととされていたため、九月初旬に大阪航空局とど  
もに関係業者と工事内容等について打合せを行つ  
ていて記憶はある。ただし、業者に対して産業廃  
棄物の場内処理を求めるような発言を行つたこと  
はなかつたとのことであつた。

以上でございます。

○委員長(藤川政人君) 所得税法等の一部を改正  
する等の法律案を議題とし、内閣総理大臣に対する



○内閣総理大臣(安倍晋三君) 大塚委員から聞かれておりましたので昨日確認をいたしましたところ、正確な日はちょっと分からないんですが、恐らく一二年前後、要するに一年の後半から一二年最初にかけてではないかと、このように言つておりました。

○白眞勲君 あと、私の方がさつき予算委員会で大分私が早口でしゃべつちやつた関係か、どうも総理が聞き取れにくくて、そこでちょっと何かぎすぎすしちやつた部分があるんですが、もう一回ちょっと言いますと、総理は、これは三月二十四日の予算委員会で、小池晃議員の答弁でこうおっしゃつている。

今申し上げたとおりでございます、まあいい、まず、籠池さんから、定期借地契約について何らか、私の携帯電話へ、携帯へ電話をいただき、留守電だったメッセージを残したとのお話をあつたというのには、昨日の委員会でのやり取りを紹介したものであります。それに対しまして、妻は、籠池さんから何度も短いメッセージをいたしました記憶はあるということであります、というふうにお話をされているんですね。

それに対して、この籠池さんからの夫人宛てのメッセージというのは、つまり何度も短いメッセージいたいた記憶があると、こう答弁されたので、これちょっと確認のために私は聞いたといふことです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) メッセージといつても、言わばメールではなくて留守番電話でございまして、籠池さんから何度も留守番電話で短いメッセージをいたいた記憶はあります、土地の契約に関して十年がどうかといった具体的な内容については全く聞いていないといふことでございます。

○白眞勲君 そのメッセージというの、ちょっと私もそれ、どこの部分だらうなというのが分からぬのは、籠池さんの奥様は、籠池さんはか、しつこい方ということを前に安倍総理は言つたこともあるわけなんですが、いわゆる今回の、何とい

うんですかね、証人喚問のときに籠池さんが証言をされた、メッセージを残したというお話をあります、電話をしたという話、奥様に電話、奥さんがつかまつて籠池さんに電話したというふうなことはあります、電話をしたまでの間の、何度か短いメッセージのやり取りがあつたということなんになりました。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) つまり、留守電へのメッセージですから、いろいろと、谷夫人付きから返答した四点ありますよね、あいう中身については、普通、メッセージ、留守電には残しませんよね。ですから、短いメッセージというのは、お話ししたいがあるのでコールバックお願いしますと、いう類いのメッセージだつたんだろうと思います。二年前の話でございますから、それがほど正確には覚えていないわけであります。

妻は恐らく返信、そういうメッセージが入つていたんですが、恐らくコードバックしていかなかつたんだろうということをございまして、籠池さんは、あるいは意図的に、その後、奥様、籠池さんの奥さんが谷夫人付きに手紙を出したわけですね。そこで、言わばこれを、問合せを、問合せの手紙を出したということは、籠池さんは、私は意図的に飛ばされたんじゃないかと思いますが、これが飛ばされて、谷さんがファックスを出したといふことです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) メッセージといつても、言わばメールではなくて留守番電話でございまして、籠池さんから何度も留守番電話で短いメッセージをいたいた記憶はあります、土地の契約に関して十年がどうかといった具体的な内容については全く聞いていないといふことです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まだ最初に、安倍総理に森友問題についてお尋ねをいたします。

三月二十五日、大阪の松井府知事が次のように述べて総理を批判したと報道されています。この問題の本質をきちっと説明できない、分からなくなっているのは、僕は皮肉にも安倍総理だと思ふ。そんなことはないと強弁し過ぎているんです、なぜ認識違いをされていると、こういうことによろしください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 人それぞれでありますから、私は松井知事を批判するつもりはございませんが、今、また、松井知事の発言を正確に全て把握しているわけではございません。私の考え方を申し述べたところでございます。

事実、参考人として出席をした当時の近財局長も当時の理財局長も、全くこの案件は知らないかつたというふうに答えているわけでございます。言わばそんたくといふこと、私のことをそんたくするということであれば、言わばそんたくしていいのかどうかということ、もしそういうことが起こ

り得たとしたら、少なくとも近財局長、普通は、総理大臣ですから、理財局長に聞くわけでありますが、この案件の存在そのものを全く知らなかつたというふうに答えてるわけでございます。私の妻がここに講演を行つたことも近財局長は全く知らなかつたわけでございまして、そういう意味においては、当然そんたくの働く余地は全くなかつたと言つてもいいのではないかと、このように思います。

○風間直樹君 篠池氏は、先日、証人喚問にお見えになつた当日夕刻の外国人記者クラブでの会見で、そんたくはあつたと、こうおつしやつていま

す。私はあの証人喚問で篠池氏の発言に注目しましたのは、昭恵夫人が名譽校長に就任されたとい

う事実を、財務局、航空局の方々と会つたときに籠池さんが伝えたと証言されたことです。これはやはり、この政府の機関の職員の皆さんにとってみれば、総理夫人が名譽校長になつた学校かといふ意識は当然働くと思うんですね。ですので、籠池氏の証言を基にすれば、私は恐らくそんたくが働いたんだろうと思ひます。

国家公務員法の九十六条にこうあります。「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ」。今回の事件のような官僚のそんたく、これはこの九十六条に反する権限行使、法の不誠実な執行であると私は考へています。

簡単に今回の経緯をざつと振り返つてみまし  
た。そもそも、鴻池議員事務所の陳情記録簿にこの森友学園の件が登場するのが、二〇一三年の八月の五日です。ここから籠池さんの相談が始まります。そして、二〇一四年四月、総理夫人が塚本幼稚園で一回目の講演をされる。同年の十一月、二回目の講演をされる。翌年一五年の九月、三回目の講演をされ、ここで名譽校長に就任される。そして同じ一五年の十月、籠池氏が例の手紙を出します。そして十一月、谷夫人付きからファクスが返信される。そして翌一六年の一月、稻田朋美当時

の自民党政調会長の夫が自身の弁護士事務所で籠池氏、財務局、航空局の面談に同席をされると、こういう経緯であります。

この経緯を見ると、そして籠池氏の証言をここに照合すると、これは総理、やはりこの問題に立ち会つた政府機関の職員が、安倍総理夫人の存

在、稲田朋美當時自民党政調会長の存在などをやはりこれは感ずる、これで感じていないというのは無理があると思います。感じて、そこにそんたくが働いたという籠池さんの主張は、私は一定の理があると思いますが、総理はどうお感じになりますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

大変強引な論理だ

と私は思います。例えば、役所に持つていて、

安倍晋三夫人が名譽校長になつていますというこ

とを言つたら、普通は逆に、この人うさんくさい

んじやないのと想ひますよね。例えば私の事務所

でも、誰かが来て、陳情に来て、私は麻生さんを

知つて、いますとか言つたら警戒するんですよ、普

通。これ、普通、役所において、役所において、

そういう、来て政治家の名前を出すという人は、

それだけでかなり逆効果になるというのが私はむ

しろ常識なんだろうと思ひます。

例えば、私の妻が名譽校長になつて、いるとい

うだけでそんたくが働くのであれば、私の妻は様々

な会の会長をやつておりますし、そもそもそれ

も、こう言つてはなんなんですが、所詮私自身で

はないわけですね。

では、そういうそんたくを働いてどんどん通る

のであれば、私の地元の陳情は全部通つてます

ます。そして、

この九十六条に反する権限行使、法の不誠実な執行であると私は考へています。

ういうことで言わばここに問題があつたというこ

とは簡単なんですが、簡単なんですが、では、そ

こで、それを、そうじゃないということについて思つております。

○風間直樹君 総理、結果として、一連の総理夫

人の行動に軽率な点があつたとお考えではないですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

これは、まさに籠池氏がしつかりと責任を果たしていただきなければならぬと、このように思つております。

○風間直樹君 総理夫人が過去三回森友学園にて行つた講演の際、随行した政府職員の役職と氏名をお尋ねいたします。

○政府参考人(土生栄一君)

お尋ねの三回の塚本幼稚園への総理夫人の私的な御訪問でござります。

例えば、私の妻は地元の養護施設の後援会長もやつております。そこへの様々な対応についてもいろいろお願ひを、例えば、妻も名譽校長でありますからずつと気にはしているわけであります

が、だからといって全然それが特別な扱いをされることは今まで一回もないわけでございまして、それはそんなものでは全くないということは申し上げておきたいと、このように思います。

○風間直樹君 この森友学園の地元で建設工事を受注している企業、孫請まで含めますと摂津市を中心で多數あると、こう聞いています。この工事を請け負つている業者によりますと、その大半が、名譽校長に安倍総理夫人が就いているから丈夫という意識があつたと、こう証言されています。それだけ総理夫人の名前の信用力というものは大きいということだったと思ひますが、今回、小学校の設置認可申請を取り下げたことによつて、森友学園の支払が滞り、倒産する業者も多数出てくるのではないかと地元では懸念されていま

す。

そこで、この名譽校長を辞めたとはいえ、私は

総理夫人の責任は重いのではないかと、こう感じ

るんですけれども、総理の認識を伺いたいと思ひます。

それから、職員の日程でござりますけれども、お尋ねの平成二十七年九月五日につきましては、前日に大阪に入り宿泊し、翌朝に塚本幼稚園を訪

ました後、帰京したと報告を受けております。

○風間直樹君 講演の際に、駅若しくは空港から学園までの交通手段ですが、公用車、タクシー、あるいは森友学園手配の車両のいずれか、そして代金の出所はどこか、お尋ねします。

馬から糞便等の交渉手続にござる事は、総理夫人側が用意した車両に同乗したというふうに報告を受けております。

○風間直樹君 最後になると思いますが、政府が森友学園に對して交付をしている補助金類について、その全てを明らかにしていただきたいんです  
が、国交省が既に公表しているもの以外がもし  
れば、説明をお願いします。  
○政府参考人（茶谷栄治君） お答え申し上げま  
す。

○政府参考人(土生栄二君) 総理夫人側が用意した車両でございますので、私的経費により負担されているものと理解いたしております。

○風間直樹君 これまで委員会等での土生さんの御答弁を拝聴していまますと、全て総理夫人がこういった職員の日当等も含めて出されていると。報道によりますと、総理夫人の過去一年間の様々なところに行かれたものを計算して経費を算出してみると大体年間三百五万円程度、そういうふた費用があるからついているのではないかと、こういう報道もあ

一方、本年三月七日、上西小百合衆議院議員提

か。出の質問主意書に対して、政府の答弁書を見ますと、平成二十七年国務大臣等の資産公開について、配偶者の資産ということで、安倍総理夫人の資産は土地、建物、預貯金共に該当なしとなっています。そうすると、ボケットマネーから支出されるというのは少々無理があるようになります。されども、これは官房機密費か何かでしょうか

ない、このような扱いになつてゐるわけでござい

○風間直樹君 最後になると思いますが、政府が森友学園に對して交付をしている補助金類について、その全てを明らかにしていただきたいんですねが、国交省が既に公表しているもの以外がもしあるば、兎も角も、こります。

なぜ不思議かといいますと、二〇一五年の五月の二十九日に森友と買受け特約付き有償貸付契約を結んでおりますし、相手方の当事者は森友学園ですね。八月の二十六日にごみが出たよと、地下に埋蔵物が出たよと言ったのも森友学園なんですねけれども、にもかかわらず、九月四日の会議そのものが業者と近畿財務局、大阪航空局と、回答にあつたとおりですね、日にちは別として、やってるわけですね。例えば、専門家も来てもらわなかつきやいけないということで、籠池さんなり森友学園

だから、籠池さんは、知らないうちにいろんなことがどんどんどんどん、何が起きているか分からなかつたけれども、実際はこういうところで僕の金額もどんどん決められたから、もう出てきたら非常に安い値で、これでも不満があつたとかいろいろ後からあるんですけども、あるんですけども、そういうことになつたんではないかと、いうような、大変そういう重要な日にちが九月四日なわけです。

て、そういう打合せを直接やつていて、処分費も決まっていつて売値も決まっていったという流れがあるのでないかなと、こういう、週刊誌不々々ではありますん、いろんな事実関係の資料を組み立てると思うわけでありますよ。

そういう点でいきますと、どうして籠池さんというか森友学園、当事者がいないところでこういう業者と直接近畿財務局が打合せをするのかとつまり、同席して業者も来るなら分かりますけれども、当事者がいないところで、なぜこういう打合せをずっと、もう既に契約をしている相手を Gilbert して、していたのかと思うんですけれど、聞いても答えないのかな、同じかな、一応答えてください。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げま

うふうに思います。  
後半の方ですね、九月四日の話なんですねけれども、問い合わせた内容がほとんどそれに答えない内容でありますけど、書かれているのが、九月初旬に大阪航空局とともに関係業者と工事内容について打合せを行つていた記憶はあるということなんですが、そもそも、今手元に持つておりますけど、この九月四日の会合そのものがちょっと不思議なんですよね。籠池さんい瀛んです。森友關係者がいない中で近畿財務局と大阪航空局と業者が直接打合せをしているということなんですね。

るわけであります。これは、籠池さんがああいう方でいろんなことを言いますけれども、一つずつと「貫して籠池さんが言っているのは、自分の知らないところで神風が吹いたと、もう駄目かと思ったのが急にとん拍子にいったという、何か分からなければどうかが働いて金額もああいうものが出てきた」と。これは本当じゃないかなと思うんですね。というのは、今申し上げたように、この処分額とか何だといろいろなことに、籠池さんがいなないところで、いないところで近財とか大阪航空局と業者の話合いでいろんなことが進んでいるというのが実はこの九月四日メモの意味なんですよね

本当に正直申しまして、今先生御紹介されたモそのものの問題はあるうかと、私はもうずっと答弁させていただいておるところでござりますが、仮に、仮にその三者で、航空局と財務局と關係業者の打合せがあるとしても、七月から十二月まで、あるいは四月の支払までの間、工事関係業者が一番どういう仕事をしているかというのは詳しいわけでござりますので、そういう意味では行政当局と工事業者との間で、あるいは森友学園も入つて四者でやるって、いろんな会合の打合せの形態はあるうかというふうに思つております。

それど、先生がおっしゃいました、早く進んだ

が分からぬ中で、そういうことについて私ども、こういうたくさんの情報がある中で、そこについて個別に確認するというのは控えさせていただいていただくということをずっと答弁させていただいているということです。

○大門実紀史君 それじゃ、あしたやります。

それで、せっかく税法の問題で経理と議論でござる場でございますので、資料をお配りしておりますけれども、時間がないので、もう結論、一問で申し上げますけれども、今貧富の格差が広がっておりますので、富裕層がわっと金融所得で資産を増やしております。そういう方々がちゃんと税金を払っているのかという問題でありますと、タックルスハイブンの絡みでありますけれども、要するに、ケイマン諸島にこれだけ証券投資残高がずっととされているわけですから、これは何かと云うと、ケイマン諸島に投資ファンドを置いて、そこに富裕層がお金を出して、外国投資信託とかを使ってやっているわけですね。そこに投資したやつはどうなるかというと、戻ってきて投資家に配当されるときに税金が掛かるわけですから、戻さないで、そのケイマンにあるスキームを使つて、配当で利益が生まれたらまたそこにその分を投資するということをやるわけですね。ずっとこれまでため込むわけですね。で、どんどん膨らませてあるわけですね。

いずれ戻つてきたら、戻すときにそれは課税されるんですねけれど、なかなかそうはしないで、いろんな手この手で税金を掛からないように、例えばケイマンのこういうタックルスハイブンでペーパーカンパニー一つづつ更にほかのペーパーカンパニーに移すとか、自分が欲しいものをそのままペーパーカンパニーに買わせるとか、マンショニングを買ってそこに住むとか、で、実利を得るとか、そういうこととか、幾つも幾つもそんないろいろなスキームがあつて、わざわざそれを指南しているようなテクニカルな本も出ているところだいじますけど。

かるだろうから、ああいんだけやなくて、やつぱりそうやつてため込んではかのことでうまく使つたりしますので、海外は、「ページ目などされども、そういうタックスヘイブン等の外国投資ファンデンドにそういうため込んでやつている未配当利益、これに対してもやつぱり課税すべきだということで、各國はあの手この手で考へるわけであります。FIFといいまして、フォーリン・インベストメント・ファンデンド、FIFといいう仕組みでいろいろ税金をやつぱりため込んでいるところに掛けようとやつてているわけです。

こういうことを考えないと、眞面目な人は一生懸命日本で苦しい中でも税金を払つて、こういう実質的な税逃れがいつまでも続くことははずいと思うんですけれども、ちょっと時間ありますので、まず麻生大臣、一言いただいてから。

○國務大臣(麻生太郎君) 今の御質問ですけれども、これは外国のファンデンドに投資を行う場合には、投資家がその配当金なり分配金などというのを受け取るというときにおいて初めて課税を行うということで、これなつております。それは御存じのとおりです。

他方、外国、まあ例外があるんですけれども御指摘のとおり、例えば外国の投資ファンデンドに投資を行つたという場合には、投資家が現実に収益の分配を受けたときというだけではなくて、投資ファンデンドから分配が行わない収益も課税する仕組みがあるというのは私どもも承知をいたしておりまして、ドイツとかフランスにおいては配当所得としてこれを課税するということになつております。

こうした課税というのは、長期にわたつてファンデンドが利益を留保して、そして課税を繰り延べると、先に、先送りするということを防止するという効果があるものと考えられますけれども、こうした課税を日本で取り組むべきかという話、採用すべきかということなんですかけれども、これは投資ファンデンドにおいては公募とか私募とか、いろいろ

る種類が存在していますので、その投資の目的も様々でありますし、またそれぞれの投資家に生じますいわゆる未実現の利益、まだ配当を受けておりませんから、未実現の利益というのを確定するというのはこれは極めて事務的には難しいとうのはもう御想像のとおりであります。

また、投資に大きな影響を与えますので、そういういたことも考えないかぬこともありますので、まずはちよつと実態をよく把握した上で、この諸外国の例を参考にさせていただきながらちよつと対応を検討させていただきたいと、まだ極めて例は少ないですから。

以上です。

○大門実紀史君 ちよつと総理に、複雑な中身でありますけど、要するに申し上げたいのは、あの手この手でいろんな形使って税を逃れるということが非常に高度なテクニックで行われるようになってきておりますので、やっぱりタックスヘイブンについて日本がリードして、今までリードしてきている部分ありますので、リードして頑張つていただきたいということを申し上げたいんですけど、総理から一言あればと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 確かに大門先生が御指摘になつたように、多くのサラリーマンの皆さんは天引きで透明性が完全に確保される中で眞面目に所得税を払つておられるわけでありますが、一部のいわゆる富裕な人たちがそうした形で租税回避を行つてているということになれば、ということが事実であるとすれば、課税の公平性を損ない、納税者の信頼を揺るがす大きな問題であると私も認識をしています。

国際的な租税回避の防止についてはこれまで日本を含む各国が連携して対応しておりますし、昨年の伊勢志摩サミット、私が議長を務めたわけでもございますが、伊勢志摩サミットにおきましても租税回避等の問題について議論を行いました。また、委員が御指摘になつたように、日本はこれまでOECD、G20によるBEPSプロジェクト

の議論を主導してまいりました。その合意事項を各國が足並みそろえて着実に実施するよう働きかけを行つてきました。さらに、累次の国際会議において非居住者の金融口座情報をより多くの国で共有していく取組などを実施していくことが重要という点で一致をしました。また、いわゆるパナマ文書に関して、OECDの国際基準に沿つた金融口座情報の自動的交換のための協定の締結について、パナマとの間で世界に先駆けて実質合意をし、署名を行つたところであります。

政府としては、こうした国際的な合意を着実に実施すること等を通じて、今後とも租税回避の防止に向けて不斷に取り組んでまいります。

○大門実紀史君 終わります。

○藤巻健史君 日本維新の会の藤巻です。よろしくお願いいたします。

まず、法人税についてちょっとお聞きしたいんです。ですが、アメリカではトランプ大統領が極めて大きい大幅減税を考えていらっしゃいますし、それからイギリスでも法人税減税が予定されているわけですね。日本でも細々とした法人税減税でなくして、もっと大胆に法人税減税をしないのか、ちょっとお聞きしたんですが。

というのは、これは法人税が世界的に高過ぎますと空洞化が進んじゃうわけです。確かに、空洞化というのは、ほかの要因もありますよ、例えば円高とか、それから労務費が固定費化しているとか、そういう理由はありますけれども、やっぱり法人税率というのも非常に大きい要因だと思うんですね、空洞化するしかないのか。

空洞化してしまつて何が起つたかといふと、日本人労働者に対する需要が落ちてしまつたのです。供給は同じですから、そうすると、総理が先ほどもおっしゃつていましたけれども、一生懸命事業会社に賃料を上げ、賃上げだ賃上げだと言つても、これはやっぱり労働力というのも需要と供給で決まるわけですから、これは当然賃料つておつこつていつちやいますよ、需要がないんですよからね。

の議論を主導してまいりました。その合意事項を各國が足並みそろえて着実に実施するよう働きかけを行つてきました。さらに、累次の国際会議において非居住者の金融口座情報をより多くの国で共有していく取組などを実施していくことが重要という点で一致をしました。また、いわゆるパナマ文書に関して、OECDの国際基準に沿つた金融口座情報の自動的交換のための協定の締結について、パナマとの間で世界に先駆けて実質合意をし、署名を行つたところであります。

政府としては、こうした国際的な合意を着実に実施すること等を通じて、今後とも租税回避の防止に向けて不斷に取り組んでまいります。

○大門実紀史君 終わります。

○藤巻健史君 日本維新の会の藤巻です。よろしくお願いいたします。

まず、法人税についてちょっとお聞きしたいんです。ですが、アメリカではトランプ大統領が極めて大きい大幅減税を考えていらっしゃいますし、それからイギリスでも法人税減税が予定されているわけですね。日本でも細々した法人税減税でなくして、もっと大胆に法人税減税をしないのか、ちょっとお聞きしたんですが。

というのは、これは法人税が世界的に高過ぎますと空洞化が進んじゃうわけです。確かに、空洞化というのは、ほかの要因もありますよ、例えば円高とか、それから労務費が固定費化しているとか、そういう理由はありますけれども、やっぱり法人税率というのも非常に大きい要因だと思うんですね、空洞化するしかないのか。

空洞化してしまつて何が起つたかといふと、日本人労働者に対する需要が落ちてしまつたのです。供給は同じですから、そうすると、総理が先ほどもおっしゃつていましたけれども、一生懸命事業会社に賃料を上げ、賃上げだ賃上げだと言つても、これはやっぱり労働力というのも需要と供給で決まるわけですから、これは当然賃料つておつこつていつちやいますよ、需要がないんですよからね。

○藤巻健史君 是非、法人税率のもつと下げを考えていただければというふうに思つています。とにかく日本の人たちは、どうも給与に関して経営者対労働者の闘いみたいなように思つていらっしゃる方が多いと思うんですが、実は私は、日本の労働者の競争相手というのは外国の労働者だと思つてますので、やっぱり円高を防止するとか法人税を下げるところで企業を国内にとどめておく、まあ一種のトランプさんと同じ考え方ですけれども、そういうことによつて賃上げをするのが一番よろしいかなというふうに私は思いますが。

○藤巻健史君 まさに、私は非常に

税率下げるというと何か大企業のためだとかいう印象はあるかもしねないけど、それは回り回つて労働者のためでもあるわけですから、そういうような説得をして、やはり法人税というのは大きく下げるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 安倍政権において取り組んでまいりました成長志向の法人税改革では、租税特別措置法の縮減、廃止等によつて課税ベースの拡大を行い、財源をしっかりと確保しつつ、日本の法人税、法人実効税率を国際的に遜色のない水準に引き下げました。この法人税改革は、企業が収益力を高め、積極的に賃上げや設備投資に取り組むよう促す観点から行つたものであります。

我々も経団連等に対して、我々はやるべきことをするから、あなたたちもやってくださいというのを強く促しつつ、連続でベアが実施されたわけですが、委員からはもうこれをもつと大膽にやれという御指摘でございますが、企業収益が空前の水準となる中で、経済界には更なる賃上げや設備投資への取組を進めていただきたいと考えています。こうした観点から、法人税改革の成果をまずは見極めていきたいと、こう考えております。

○藤巻健史君 是非、法人税率のもつと下げを考えていただければというふうに思つています。とにかく日本の人たちは、どうも給与に関して経営者対労働者の闘いみたいなように思つていらっしゃる方が多いと思うんですが、実は私は、日本の労働者の競争相手というのは外国の労働者だと思つてますので、やっぱり円高を防止するとか法人税を下げるところで企業を国内にとどめておく、まあ一種のトランプさんと同じ考え方ですけれども、そういうことによつて賃上げをするのが一番よろしいかなというふうに私は思いますが。

○藤巻健史君 まさに、私は非常に

今インフレを懸念しているわけですね。激しいインフレを懸念しているんですね。穏やかなインフレで終われば非常に、こんなめでたいことはないんですが、激しいインフレを危惧しております。とうな説得をして、やはり法人税というのは大きく下げるべきではないかと思うんですが、いかがでありますし、ましてや、私に言わせれば財政ファイナンスを日銀がやつているわけですね。要するに、国の赤字を日銀が紙幣を刷ることによってファイナンスするという財政ファイナンス、実質ベースの拡大を行い、財源をしっかりと確保しつつ、日本の法人税、法人実効税率を国際的に遜色のない水準に引き下げました。この法人税改革は、企業が収益力を高め、積極的に賃上げや設備投資に取り組むよう促す観点から行つたものであります。

我々も経団連等に対して、我々はやるべきことをするから、あなたたちもやってくださいというのを強く促しつつ、連続でベアが実施されたわけですが、委員からはもうこれをもつと大膽にやれといふ御指摘でございますが、企業収益が空前の水準となる中で、経済界には更なる賃上げや設備投資への取組を進めていただきたいと考えています。こうした観点から、法人税改革の成果をまずは見極めていきたいと、こう考えております。

○藤巻健史君 是非、法人税率のもつと下げを考えていただければというふうに思つています。とにかく日本の人たちは、どうも給与に関して経営者対労働者の闘いみたいなように思つていらっしゃる方が多いと思うんですが、実は私は、日本の労働者の競争相手というのは外国の労働者だと思つてますので、やっぱり円高を防止するとか法人税を下げるところで企業を国内にとどめておく、まあ一種のトランプさんと同じ考え方ですけれども、そういうことによつて賃上げをするのが一番よろしいかなというふうに私は思いますが。

○藤巻健史君 まさに、私は非常に

でいくというのが基本的な姿勢と考えております。○藤巻健史君 決意を表明していただくのはいいんです。が、日銀の出口というのはやっぱり方法がないというのが大問題でして、今後ともこの財政金融委員会で、日銀の出口があるか、量的緩和の出口があるかについては議論させていただきたいと思っております。

次に、ちょっとジニ係数についてお聞きしたいんですが、先日の財政金融委員会で総務省に聞きましたところ、平成二十六年の日本の等価可処分所得のジニ係数は〇・二八一だったと。一方で、所得が二億円、五千万円、五千万円の三人しかいなくて、一方で、所得が二億円、五千万円の三人しかいない国、仮定国A国のジニ係数は〇・三三三だ。要するに、ジニ係数だけでいくと、そのA国の方が日本よりも格差がひどいということになるわけですが、その二億、五千万、五千万の人口しかいない国だとしたらば、総理は格差是正が必要だと思われますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 格差をジニ係数だけで見るかどうかということだと思います。相対的貧困率もそうでございますが、これは絶対的な貧困とは違うわけですが、そうした下に、様々な指標を見つづけ、適切な政策策を打つていくことが求められているんだろうと、所得再配分もそうですが、そうした対策あるいは政策を行っていくべきだらうと、このように思つております。

○藤巻健史君 世間ではとかく全てがジニ係数で決まるような風潮があるやと思いますので、是非、総理がそういうジニ係数もワン・オブ・ゼムだということを認識していただいているということは非常に力強く思います。

やっぱり所得税とか贈与税、相続税、いろんな税法を考えるとき、若しくは税法だけじゃなくてその他ですね、とかく格差是正というのが金科玉条のように使われているんですけど、先ほど総理がおっしゃったように、絶対的貧困というのを確実に防止しなくてやいけないと思うんですが、相対

的貧困というのを度問題だと思うんですね。先ほどの言いましたA国の二億円、五千万、五千万円の人しかいない国で格差は正なんかやつたら、これはもう國力を落とすだけで、そんな格差は正なんて無駄というか有害なものだと思っていますけれども、一方、格差は正がいつて全員が平等になれば誰も働かないわけですから、それは程よい格差

というのが必要であつて、格差がなければいいと

いう話じゃないと思うんですけれども、総理の頭の中に、どの程度の格差がいいというような概念、まあこれ口で言うのは難しいと思いますけれども、ありますでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) つまり、格差としては、まず格差が固定化しないということが大切であつて、誰にでもチャンスがある。たとえ貧し

い家庭に育つても、高等教育、大学や専修学校に通うことができる、そして自らチャンスをつかみ得る社会でなければならぬと思いますし、あとまた、その格差が社会的に許容し得るものでなければならぬんだらうなど、こう思う次第でござ

ります。

○藤巻健史君 私は、配付資料の一、見ていただ

いてくださいと私は思うんですが、この表を見て

います。

それがなければ、様々な欧米で起つてあるよ

うな不安定化が起こるわけですが、政治の不安定化、あるいは社会の不安定化につながつて、いくわけですが、大切なことは、大体みんなが納得できる範囲内に収まるということ

です。

○藤巻健史君 まさに、結果平等主義の社会、社会主義的な体質と、そしてやっぱり円高がかなりこの原因ではないかなと私は思っています。今後とも議論を続けさせていただければと思います。

○委員長(藤川政人君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに、二十年近

い

年代、一九八〇年に一人民元が百六十円だったものが今大体十六円で、十分の一になつちやつていいわけですよ。

通貨が十分の一になつたら、普通海外旅行行

けないんですね。それなのに、今、十分の一になつた通貨で中国人がわんざかと日本に来ている

わけですから、その理由は何だと思われます

でしょうか。

しかし、我々安倍政権が誕生して以来、かなり

短い期間でデフレではないという状況をつくり出

すことができました。その結果、名目GDPはこ

れ四年間で九・五%伸びたんですよ。四十七兆円

これは伸びたわけであります。実質でも五・

四%、二十七兆円増加をして過去最高の水準となつているわけであります。

それによつて、失われた国民総所得と私はよく

こう申し上げてきたんですが、デフレ経済の中にござります。まさに、しっかりとデフレから完全に脱却をして力強く経済を成長させていくことが求められているんだろうと、このように思つております。

それによつて、失われた国民総所得と私はよくこう申し上げてきたんですが、デフレ経済の中にござります。まさに、しっかりとデフレから完全に脱却をして力強く経済を成長させていくことが求められているんだろうと、このように思つております。

○藤巻健史君 まさに、結果平等主義の社会、社会主義的な体質と、そしてやっぱり円高がかなりこの原因ではないかなと私は思つています。今後とも議論を続けさせていただければと思います。

○委員長(藤川政人君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(藤川政人君) 速記を起こしてください。

他に御発言もないようですから、本案に対する

質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

い。

く日本はデフレが続いてきたわけでありますか

ら、当然これ、デフレ経済が統けば名目GDPは

増えませんから。例えば、幾ら実質GDPが上

がつたとはいえ、それは逆にデフレ自慢になつて

しまつわけでありまして、名目GDPがまさにデ

フレ経済の中においてこれが伸びていいなかつ

たのは事実でございます。

○古賀之士君 民進党・新緑風会の古賀之士です。

私は、所得税法等の一部を改正する等の法律案に反対の立場から討論を行います。

最大の問題は、税制の喫緊の課題である所得税の抜本改革に手が着けられていないことです。今回の一回の配偶者控除及び配偶者特別控除の手直しさまざにその象徴です。政府においても抜本的な検討が進められてきたはずですが、配偶者特別控除の枠を百五十万円に拡大するという予想外の結果で、これでは働き方の選択に対して中立的どころか、かえつて逆効果となるでしょう。

今求められているのは、民進党の基本構想のように、配偶者控除や扶養控除を廃止し新たに世帯控除を導入するなど、所得税の大胆な変革です。

まずは所得控除から税額控除へと転換し、さらには税額控除から給付付き税額控除へと税体系を大きく変えていく日本型ベーシックインカムを実現することで、低所得者から中所得者への底上げを行なうべきです。

次に、自動車関係諸税の簡素化、負担の軽減逆行し、増税が行われたことです。今回の改正で工コカ一減税やグリーン化特例が縮小されます。特に、地方にとっては必需品であり、基幹産業でもある自動車については、ユーバーの過重な負担を軽減するため、自動車取得税廃止、自動車重量税の当分の間税率の廃止、自動車税、軽自動車税の税率引下げを含む車体課税の抜本見直しを早急に行なうべきところ、課税を強化して消費を減速させるおそれのある政府の対応は成長戦略の観点からも逆行しており、断固反対です。

このほか、甚大な災害被害が発生した場合、税制において迅速な対応を可能とするため恒久法として災害税制に関する基本法を制定すべきであること、酒税について国際的に高いビールの税率を引き下げるべきところ、発泡酒の大幅増税としたことは、庶民の楽しみを奪う措置であり、断じ

て容認できないことを併せて指摘させていただきます。

ますます増大する税務行政の需要に対しても現場の体制が追いついていかないことも問題です。適正かつ公平な課税と徴収の実現及び歳入の確保のために、国税職員の定員確保と機構の充実が急務であり、今後とも、計画的、中長期的に定員の拡充、増員を行っていく必要があります。しかしそれを置き去りにしたまま現場に負荷だけを掛けたこの法案に賛成するわけにはまいりません。

本法案には以上の問題があるため、私たちは反対いたします。  
以上です。

○大門実紀史君 反対討論を行います。

第一の反対理由は、大企業に特に偏った優遇税制である研究開発減税を温存、拡充したことです。

研究開発減税は、我が党だけでなく識者の間からも、単なる補助金と化している、内部留保を増やすだけだと指摘され、政府税調でも大胆な縮減が打ち出されておりました。莫大な利益を上げている大企業に何千億円も減税するくらいなら、その財源を国民の暮らし、中小企業への支援に回すべきだと考えます。

第二の反対理由は、国税通則法の中に国税犯則取締法を編入することです。

一般労働者に向けた法律と犯罪者を取り締まる法律を一本化するという大改定にもかかわらず、財務省は手続上の煩雑なことを理由とするだけで、まともな改定理由を示しませんでした。問題は、一般労働者に対する任意調査と脱税犯を相手にした犯則調査の境目が曖昧になるのではないかといふ点です。今でも、任意調査でありながら納税者をまるで犯罪者扱いにした強権的な調査が横行しております。今回の改定により、更に納税者の権利が侵害される懸念は払拭できません。

以上のことを主な理由として、本改正案に反対します。

をいたします。

○委員長(藤川政人君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

所得税法等の一部を改正する等の法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤川政人君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、大塚君から発言を求められておりますので、これを許します。大塚耕平君。

○大塚耕平君 私は、ただいま可決されました所得税法等の一部を改正する等の法律案に対し、自由民主党・こころ、民進党・新緑風会及び公明党的各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

○委員長(藤川政人君) ただいま大塚君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

○委員長(藤川政人君) 全会一致と認めます。よつて、大塚君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤川政人君) 全会一致と認めます。よつて、大塚君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、近年の国際的な租税回避行為に対し、厳正に対処するとともに、富裕層やコンプライアンスリスクの高い層への調査を充実で

も増した税務執行体制の強化に努めること。

ライアンスリスクの高い層への調査を充実で

くるよう職員の育成や定員の拡充等、従来に

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(藤川政人君) 以上でございました。

○委員長(藤川政人君) 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤川政人君) 全会一致と認めます。よつて、大塚君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤川政人君) 以上でございました。

〔参考〕

(白眞熙委員資料)

**平成29年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額(単位:億円)**

改正事項	平年度	初年度
1.個人所得課税		
(1)配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	390	70
(2)積立NISAの創設	▲240	0
個人所得課税 計	150	70
2.法人課税		
(1)研究開発税制の見直し	▲130	90
(2)地域中小企業向け設備投資促進税制の創設	▲50	30
(3)中小企業向け設備投資促進税制の拡充	▲120	80
(4)協同組合等の受取配当等益金不算入制度の特例	▲30	20
(5)トランザクション税制の見直し	▲10	0
(6)協同組合等の貸倒引当金の特別の見直し	10	10
(7)中小企業向け租税特別措置の適用要件の見直し	90	—
法人課税 計	20	▲30
合計	170	40

(注1)上記の額数は、0円未満を四捨五入しています。

(注2)配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる税制の平年度の減収見込額は▲423億円。今回の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる平成31年は減収見込額で推測します。

(注3)29年改正におけるエガーリング税制の見直しによる税制の平年度の減収見込額は29年度のエガーリング税制による減収見込額は▲340億円程度(特別会計部分を含みます)。他方、27年度から29年にかけて追加的に発生したエガーリング税制による減収見込額は▲40億円程度(特別会計部分を含みます)。

平成29年3月27日 参議院財政金融委員会 民進党・新緑風会 白眞熙  
出典:財務省HP ([http://www.mof.go.jp/tax/policy/publication/brochure/zaisenai/7zaisenai17\\_06.pdf](http://www.mof.go.jp/tax/policy/publication/brochure/zaisenai/7zaisenai17_06.pdf)) より白眞熙事務所作成

(風間直樹委員資料)

## ●憲法

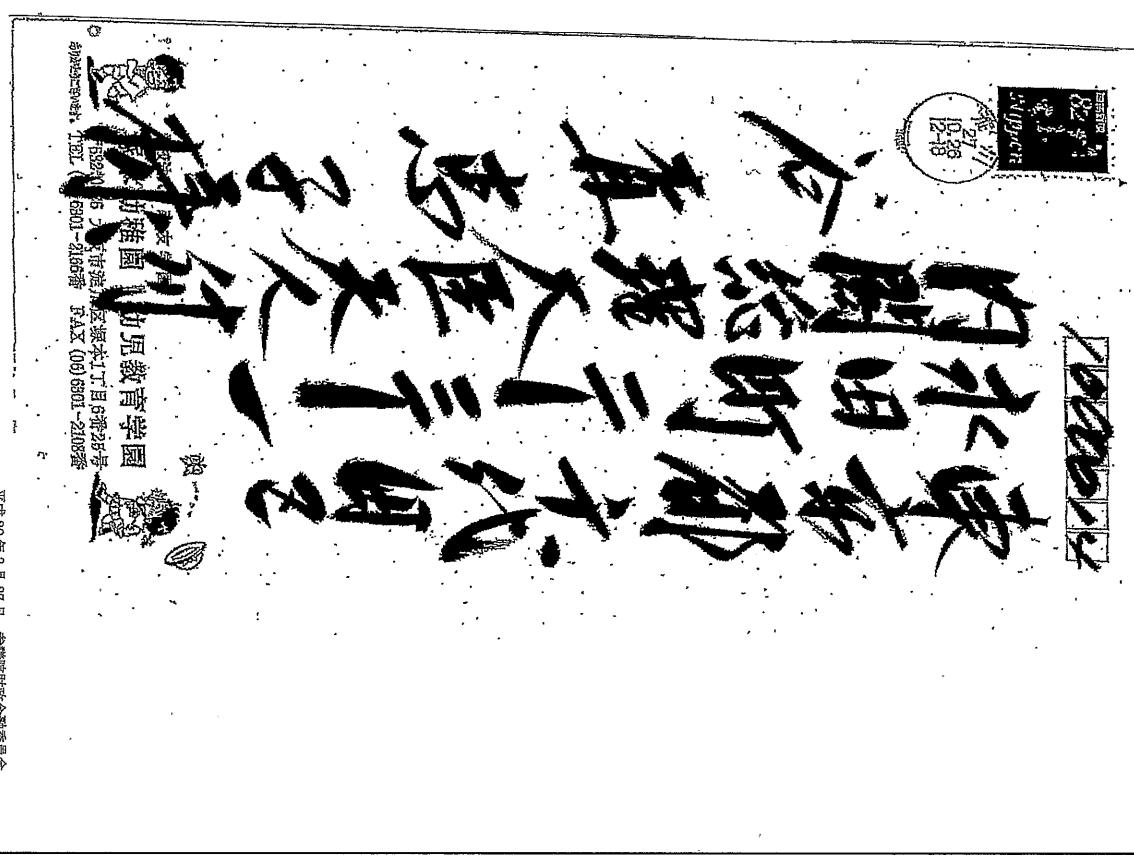
**第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。**

一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

**第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。**

**第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。**

平成28年3月27日 参議院財政金融委員会  
馬連喜・新義園会・周間直樹  
出席、官房長官記者会見配布資料より  
風間直樹事務所作成



(藤巻健史委員資料)

### 世界各国の名目GDPの推移（2015年）

対1985年比                    対1995年比

日本	1.51	1.00
米国	4.13	2.34
英国	4.88	2.38
韓国	17.84	3.63
シンガポール	9.80	3.22
豪州	7.38	3.58
中国	74.99	11.15

## 消費者物価指数(除く生鮮食品)

年	全国総合 (%)	東京都区 部 総合 (%)	ドル/円	日経 (円)
1982	2.8	3.0	235.30	8.016
1983	1.7	2.1	232.00	9.893
1984	2.2	2.4	251.58	11.542
1985	1.8	2.1	200.60	13.113
1986	0.5	0.7	150.10	18.701
1987	0.5	0.7	122.00	21.564
1988	0.5	0.9	125.90	20.459
1989	3.0	3.2	143.40	38.915
1990	2.7	2.7	165.40	23.848
1991	2.6	2.7	125.25	22.983
1992	2.1	2.2	124.65	16.924

資料2

2017年3月27日 財政金融委員会 日本維新の会 藤巻健史 出典:1995年基準 日本銀行主要統計ハンドブックより(元データは総務省(当時))

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求めてことで社会保障財源の確保を図ることに関する請願(第七五四号)

二、消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願(第七六四号)

三、消費税増税を中止し、5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制にすることに関する請願(第七五六号)

四、消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求めてことで社会保障財源の確保を図ることに関する請願(第七六六号)

第五四号 平成二十九年三月十五日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求めてことで社会保障財源の確保を図ることに関する請願

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第七六四号 平成二十九年三月十六日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第七六五号 平成二十九年三月十六日受理

消費税増税を中止し、5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制にすることに関する請願

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

請願者 東京都大田区 関根道雄 外四百九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第七六六号 平成二十九年三月十六日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求めてことで社会保障財源の確保を図ることに関する請願

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

請願者 神戸市 村上敦子 外二千四百五十九名